

## 1 検証の目的と方法

本検証は、令和4年7月に発生した車内放置によるきょうだい死亡事例について、神奈川県が設置した「児童虐待による死亡事例等調査検証委員会」において、事実の把握と発生要因の分析を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とする。また、検証の実施にあたっては、児童相談所をはじめとする関係機関の関わりに焦点を当てた調査から情報を整理し、課題の抽出等を行った。

## 2 検証委員会の構成及び開催状況

委員名	職名
新井 聡子 委員	神奈川県弁護士会 弁護士
荒木田 美香子 委員	川崎市立看護大学 副学長
後藤 彰子 委員	神奈川県児童福祉審議会委員 小児科医
増沢 高 委員	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 副センター長

	開催日	会場
第1回	令和4年11月15日(火)	神奈川県民センター 12階第一会議室
第2回	令和4年12月20日(火)	神奈川県民センター 12階第一会議室
第3回	令和5年1月17日(火)	神奈川県民センター 12階第一会議室
第4回	令和5年2月21日(火)	波止場会館 3階中会議室

## 3 事例の概要・家族状況

### 【事例の概要】

令和4年7月29日、A市内にて母親が幼いきょうだいを車内に放置し、熱中症により死亡させる事件が発生。その後、実母は保護責任者遺棄の容疑で逮捕、保護責任者遺棄致死罪で起訴され、令和5年3月8日、懲役3年6か月の実刑判決を受けている。

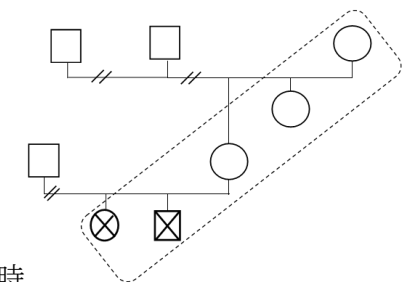
このきょうだいについては、令和4年7月8日にB町の店舗駐車場で、長男を車内に置いたまま実母が買い物し、通行人が警察に通報したことから、C警察署が事案を把握。同月14日にD児童相談所へ児童通告となり、同日付け母子の住所地を所管するE児童相談所へネグレクトとしてケース移管されていた。

E児童相談所はケース受理後、乳幼児健康診査等の調査を開始するが、実母に接触するために電話連絡をしたのは事件当日であり、電話は不通であった。

なお、実母は公判において、起訴内容を全面的に認め、車内放置における危機意識が薄かった旨の供述している。

### 【家族構成】

実父：離婚  
 実母：21歳  
 第一子：2歳4か月  
 第二子：1歳0か月  
 母方祖母：53歳  
 母方叔母：20歳



\*年齢は事件発生当時

## 4 検証から得られた課題と提言

### (1) 車内放置事案の危険性の認識及び車内放置事案のリスクアセスメント

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 車内放置事案は毎年発生しているが、<u>時の経過とともに危機意識が薄れてしまう傾向</u>があり、また、「<u>短い時間なら</u>」と安易に繰り返されている実態がある。</li><li>○ <u>車内放置は子どもの生命に関わる危険な行為</u>であり、特に乳幼児の場合には短時間で死に至る可能性が高いことから、強い危機意識をもって対応する必要があった。</li><li>○ 児童相談所運営指針においても、夏季の車内放置の危険性の高さが指摘されており、指針に沿って<u>虐待リスクを引き上げてアセスメント</u>していくことが求められる。</li></ul>	提言 <ul style="list-style-type: none"><li>【<b>車内放置における虐待リスクの見直し</b>】<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所や児童福祉主管課等の支援機関が車内放置事案における危険性を再認識し、適切なリスクアセスメントを行うこと。(特に3歳未満の乳幼児に対しては、脆弱であることを鑑み、リスクアセスメントを考える必要がある)</li></ul></li><li>【<b>車内放置ゼロに向けた社会全体での取組</b>】&lt;国・県への提言&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体HPの活用や両親学級など妊娠期からの意識の啓発により、車内放置に対する危険意識を持ち続けてもらうための取組が必要。</li><li>・大型店舗等の駐車場での車内放置防止のアナウンスや定期巡回、子どもを伴って車での就業を可能としている企業への注意喚起を行う。また、自動車メーカーへ車内放置防止システム構築の働きかけなどの取組。</li></ul></li></ul>
----	---	---

### (2) 保護者との接触が遅くなった点

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察から児童相談所に通告されるまでに6日間、そこから、児童相談所が実母へ電話連絡するまでに15日間を要していた。</li><li>○ 車内放置事案の重篤性、安易に繰り返される可能性を鑑みれば、受理後、<u>速やかに保護者との接触を図るべき</u>であったが、当時の児童相談所は多くの事案を抱える中で、他の<u>緊急性の高い事案を優先して</u>対応していた。</li><li>○ 児童相談所においては、<u>児童福祉司の増員が図られているものの、実際には欠員も多く、十分な体制が整備されている</u>とは言い難い状況がある。</li></ul>	提言 <ul style="list-style-type: none"><li>【<b>児童相談所の体制</b>】<ul style="list-style-type: none"><li>・一つひとつの事案に、適時適切に対応できる体制を構築するために、児童福祉司等の必要な人員を確保することが重要。</li></ul></li><li>【<b>警察との情報共有・連携の強化</b>】<ul style="list-style-type: none"><li>・警察と児童相談所は、警察が認知した事案を早期に福祉的な支援に繋がられるよう、共通の課題認識のもと、検討を続けていくことが重要。</li></ul></li><li>【<b>児童相談所の体制強化に対する支援</b>】&lt;国への提言&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・国のプランにより児童福祉司の増員が図られているが、各自治体においては規定通りの職員数が集まらず、人材確保が困難となっている。こうした状況を鑑みた適切な財源措置及び人材確保のための措置を講じること。</li></ul></li></ul>
----	--	---

### (3) 若年の母への関わり方

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 若年の母については、<u>生活状況や家庭内の関係性が変化する可能性</u>があることを念頭に置き、そのために支援が必要となることを想定しながら関わっていくことが必要であった。</li><li>○ 児童相談所と市は、異なる時期に異なる事柄で関わっており、離婚という家庭内の<u>大きな転機</u>となる出来事を共有できていなかった。</li><li>○ 要保護児童対策地域協議会のケースに登録し、それぞれの機関の情報を繋げた上で、<u>共通理解を深め、適切にアセスメント</u>することが必要であった。</li></ul>	提言	<p><b>【若年の母へのアセスメント及び関わり方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若年の母については、離婚や転居など生活の変化が起こり易い。状況の変化を意識し、中長期的な視点に立ってアセスメントをすることが求められる。</li><li>・関係構築が容易ではないことを意識し、「何ができるか」ということを考え続けていくことが必要。また、保護者の未熟さや危機意識の薄さがリスク要因となることを想定しながら、支援に臨むことが求められる。</li></ul> <p><b>【こども家庭センター設置に向けた支援】</b>&lt;国への提言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こども家庭センター設置に向け、市町村の人員体制が十分ではない現状を踏まえ、各自治体の規模に即した柔軟な人員配置を早期に明らかにするとともに、必要な財源措置を講じること。</li></ul>
----	--	----	---

### 総括(おわりに)

- 児童相談所におけるリスクアセスメントの適切性や、家庭状況が変化しやすい若年の親への継続的な支援の在り方などを課題として検証を行った。
- 車中に子どもだけを残して離れることの危険性については、「季節を問わず危険」であるということを社会全体が認識できる動きを行っていくことの必要性、重要性について提言とした。
- 令和4年に制定された「こども基本法」には「全てのこどもについて、個人として尊重されること」「適切に養育されること」とある。この基本的なことが実現できる社会に向けて、それぞれが連携しあって努力を続けていくことが必要。